

Nihombashi Corporation

Certified Public Accountants

監査法人日本橋事務所



目次

当監査法人の概要	1
統括代表社員からのメッセージ 基本理念、行動規準	2
I. 当監査法人に係る監査業務等の概況	3
1. 当監査法人の目的及び沿革	
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	
3. 業務の内容	
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	
5. 公認会計士又は他の監査法人との業務上の提携に関する事項	
6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項	
II. 当監査法人に係る構成人員の概況	15
1. 社員の数	
2. 構成人員の内訳	
III. 当監査法人に係る組織体制の概要	16
【組織図】	17
監査ホットライン	18

当監査法人の概要 (2024年7月1日現在)

名 称

監査法人日本橋事務所
(法人番号：3010005003903)

所 在 地

〒104-8363
東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル4階
TEL：03-3274-5041 (代表)
URL: <https://www.nihombashi.or.jp>
E-mail: info@nihombashi.or.jp

代 表 者

統括代表社員 小 倉 明
副統括代表社員 千 葉 茂 寛
副統括代表社員 千 保 有 之

業 務 内 容

- ① 上場企業、株式会社、学校法人及び公益法人等の
財務書類の監査証明業務
- ② 未公開企業の株式公開サポート業務
- ③ その他財務書類の調整、財務に関する調査・立案、
相談業務

*** 統括代表社員からのメッセージ ***

基本理念

公認会計士監査は、我が国経済の健全な発展を支える重要なインフラの一つであり、財務情報の信頼性確保に対する社会のニーズは、一連の粉飾決算事件や、有価証券報告書の虚偽記載事件の発生等を契機にますます高まってきており、その領域は企業会計の分野にとどまらず公的部門へと広がっています。また、今後サステナビリティ情報の開示の保証にも及ぶ見込みです。我々公認会計士の使命は、会計及び監査の専門家として、独立した立場において、監査業務を中心とする保証業務を通じ、企業等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に貢献することにあります。

当監査法人では、所員一人一人が会計プロフェッションの社会的使命を自覚し、職業的専門家としての責務を全うすべきとする社会的要請に応えることができるよう、倫理及び価値観に基づく自らのあるべき姿勢を崩すことなく、品質最優先の認識のもとで確固たる目標をもって専門業務に努めており、監査を中心とする保証業務等の提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、持続可能な社会の実現のため資本市場の活性化に奉仕することを経営の基本理念としています。

当監査法人は、これら監査業務の質を合理的に確保するため、職員に対する以下の行動規準を定めております。

行動規準

- ① 自らが置かれている監査人としての立場や役割、社会的要請を十分に理解し、職業的専門家としての倫理観と独立性を保持しつつ、持続可能な社会の実現に貢献すべく、新たな視点も視野に入れながらより高い監査品質を目指し自発的、積極的、かつ柔軟に行動する。
- ② 品質管理を最優先とするため、遵守すべき最低水準に留まることなく高い期待水準を目指した継続的専門研修に努め、当監査事務所内の対話と連携によって各業務間の優先度合も勘案しつつ、業務の維持・拡充も視野に入れながら組織的、効率的に業務を進める。
- ③ 自己に対しては自尊かつ謙虚でありながらも厳しく、クライアント等の外部者には自らのあるべき姿勢を堅持しつつも品位と礼節を常に保持する。

I. 当監査法人に係る監査業務等の概況

1. 当監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、1952年創業の個人事務所を基軸に1969年、監査法人日本橋事務所として創設されました。設立登記は、1969年8月27日です。爾来、定款第1条に定める監査証明業務に専心してまいりましたが、2007年5月、定款第1条に第2項を新設し、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を監査法人の目的に加え現在に至っております。なお、資本金は3千万円です。

監査法人設立以来、合併や名称の変更はありませんが、東京駅八重洲口再開発計画に伴い、2004年7月に主たる事務所の所在地を東京都中央区八重洲一丁目3番8号から東京都中央区日本橋三丁目2番9号に変更し、さらに業務品質の向上及び業務拡充等の観点から2023年3月20日に現在の本店所在地に変更いたしました。なお、当監査法人は2024年7月8日付けで公認会計士法に定める上場会社等監査人名簿への登録を受けております。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は、無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

新型コロナウイルスの感染動向の鎮静化により経済活動の正常化に向けた動きが一層浸透する中、個人消費の回復やインバウンドの持ち直しが見られました。しかし、国内では金融緩和の修正議論もなされ始めた一方、海外ではウクライナ情勢とインフレ圧力の長期化に伴う金融引き締めとその見直し論もあり、為替変動リスクと相まって景気の減速懸念と回復期待が交錯する不安定な状況となりました。このような経済環境にあつて当監査法人は、金融商品取引法等に基づく監査証明業務の円滑、かつ、効率的な実施をさらに図るため、業務の品質管理を充実・強化するための監査調書の電子化を本格的に推進するとともに、監査担当者のより手厚い研修等を継続して実施いたしました。この結果、堅調に監査証明業務を執行しております。

なお、非監査証明業務については受嘱の規模が著しく小さいので監査証明業務に特段の影響を与えることのない程度での執行となっております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

新たに開始した業務等、特記すべき重要な事項はありません。

なお、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項の規定に基づき、2013年3月21日付で関東財務局長より経営革新等支援業務を行う者としての認定を受けております。また、2014年8月5日付で顧客の海外展開等のニーズに応えるための体制構築の一環として国際的な会計事務所ネットワーク Baker Tilly International に独立メンバーとして参画しております。

(3) 監査証明業務の状況

当監査法人が関与している被監査会社等の状況は、次のとおりです。

(2024年7月1日現在)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
①金融商品取引法・会社法監査	19 社	18 社
②金融商品取引法監査	2	0
③会社法監査	18	1
④学校法人監査	2	0
⑤労働組合監査	0	0
⑥その他の法定監査	5	0
⑦その他の任意監査	8	0
計	54	19

(注) 大会社等とは公認会計士法第 24 条の 2 に規定する会社であります。

公認会計士法上の大会社等に該当する被監査会社数の内訳は、次のとおりです。

東証プライム会社	9 社
東証スタンダード会社	9
非上場会社	1
計	19

直近の二事業年度に係る収入総額に占める監査証明業務の割合は、いずれも 9 割以上であります。

(4) 非監査証明業務の状況

当監査法人の定款第 1 条第 2 項に基づく非監査証明業務は、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務ですが、前会計年度（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで。2024 年に決算期を変更。）における受嘱額は、僅少です。このうち、大会社等からの受嘱額はありませんでした。

当該非監査証明業務への関与は、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えておりますが、職業倫理及び独立性の遵守に影響を及ぼさず、かつ、高品質な専門業務の提供が可能な範囲での受嘱に限っております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営管理に関する措置

(以下、組織に係る記載は2024年8月1日以降の新組織に基づいております。)

当監査法人には最高意思決定機関として社員総会があり、当監査法人の運営の基本事項及び業務上の重要事項について審議・決定しております。その下には代表社員3名を中心とした経営会議があり、社員総会での決定を踏まえた業務執行に係る決定を行っております。この2段階体制をとることで、基本方針や重要事項は総社員16名が相互に牽制された環境で協議・決定するとともに、スピード感をもって行うべき業務執行については、代表社員3名が相互牽制が働く環境下でそれぞれ得意方面のマネジメント力を発揮し、効率的かつ迅速に決定及び執行することを可能としております。将来的に規模拡大の基礎となる財政の一層の健全化を図り、比較的大規模の新規受嘱も可能となるよう組織的経営を進めてまいります。

品質管理システムの整備及び運用に関しては、品質管理本部が所管しており、副統括代表社員が品質管理本部長の任に就き、責任者（以下「品質管理システム責任者」と記載します。）となって監査業務の執行を監視しております。

監査業務の執行に関しては、監査事業本部が所管しており、監査チーム編成の前提となる専門要員（監査実施者）の確保及び効率的配置等を中心に人員体制の整備及び運用を行い、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新に関する意思決定、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査業務に係る審査等のそれぞれの過程において品質管理システムを適切に運用しております。

統括代表社員は、最高責任者として品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負っており、内部監査室を統括して品質管理本部を含む全体を監視しております。社員と第三者をオブザーバーとした監査委員会は、統括代表社員を含む経営会議を監視しております。

上記のガバナンス（経営管理）体制を図示したものが組織図です（P17 参照）。

② 法令遵守に関する措置

当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令を遵守するために監査の品質管理規程をはじめとする諸規程や各種ガイドラインを定めております。特に監査業務の実施に当たっては、監査の品質管理規程において、監査責任者は職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示することを明記し運用しております。

また、専門要員以外の職員にも関わるインサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス等法令遵守に係る事項について事務所内研修会を開催し、非常勤者を含む全職員に受講を義務付け法令遵守に係る意識を高めております。

これらの法令の遵守状況については宣誓書の徴求やチェックリスト等を用いてモニタリングを実施しております。

なお、内部通報制度については、当監査法人が関与する監査業務又はその他の業務全般に関する情報を収集するためホットラインを設置し、収集する情報の範囲には当監査法人に勤務する社員・職員による不正、不当、法令違反又はそのおそれのある行為・事実等及びこれらが疑われる行為・事実等が含まれること及び内部通報者が不利益を被る危険を懸念することがないよう留意することを監査の品質管理規程等において明示しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置の状況

① 専任の部門の設置の状況

当監査法人では、業務の品質の管理を行う部門として「品質管理本部」を設置しており、副統括代表社員のうち1名が品質管理本部長に就任しております。

なお、当該本部長の通期品質管理活動時間（計画）は、品質管理本部全体の通期活動時間（計画）の約4割を占めております。また、当監査法人における1人当たり年間稼働時間数の7割強となっており、品質管理本部長が業務の品質管理専任とはなっておりませんが、品質管理のための十分な時間を確保していると判断しております。

また、品質管理システム責任者の適格性は、活動内容や稼働時間の実績に基づいて確認することを明記した「品質管理責任者の経験及び能力に関するガイドライン」に従って判断しております。

② 専任の部門と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理システム責任者（以下「当該責任者」と記載します。）を務める副統括代表社員は、現状では一部の個別業務に関与しておりますので、その点での独立性を保つ観点から、統括代表社員が当該責任者の担当する個別業務に対し監視を行っております。

当該責任者が代表社員として経営会議（代表社員会）に参画した際には、3名の代表社員による相互牽制機能があり、また、この経営会議には独立した第三者がオブザーバーを務める監査委員会の監視がはたらいっております。

なお、上記独立した第三者とは、当監査法人の経営の監視に関し、必要に応じてアドバイスや意見を発信してもらうため、当監査法人が2024年8月から外部機関である「一般社団法人監査法人支援機構」の会員となり、そこから派遣された方を指しておりますが、この選任者の決定には当監査法人の意向は及ばず、独立性が確保されております。

(3) 業務の品質の管理の状況

① 業務の品質の管理の目的

当監査法人が品質管理システムを整備し運用する目的は、以下の合理的な保証を提供することにあります。

- ・ 当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人及び専門要員（監査実施者）が監査業務に関係する職業倫理の遵守を合理的に確保するため、統括代表社員が発信する基本理念と行動規準に示すとともに、監査の品質管理規程において誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動を内容とする規定を定め、全ての専門要員（監査実施者）にその遵守を求めると共に、遵守状況を宣誓書の徴求やチェックリストを用いて確認しております。また、独立性の遵守を合理的に確保するため、全ての専門要員（監査実施者）から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書入手する等、独立性の保持の状況を毎年確認しております。その他、独立性に対する脅威を軽減または除去するために適切な措置を講ずる体制を整えとと共に、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結または既存の監査契約の更新に際しては、関与先の状況、当監査法人の規模及び組織、能力及び経験を有する専門要員（監査実施者）の確保の状況、利害関係、過年度監査業務実施中の把握事項並びにその他重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しております。監査契約締結の適切性に重要な疑義をもたらす情報入手した場合には、その内容及び重要性の程度により監査契約の辞退の原因となるか慎重に検討及び判断しております。なお、監査の品質管理規程において、監査契約の新規締結及び更新に係る以下の方針と手続を定め、新規締結または更新に当たっては、審査担当者の審査を受けることとしております。

- ・ 新規契約又は更新契約の締結に当たり充足すべき要件
- ・ 新規契約又は更新契約の締結に係る審査
- ・ 新規契約又は更新契約締結に係る判断根拠の文書化
- ・ 監査業務の契約条件の合意に関する監査基準報告書の遵守
- ・ 不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る方針及び手続

また、新規契約に関しては「新規監査契約に係る手続書」を整備し、関与先の契約リスクの評価に係る具体的な手続を文書化しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査責任者（業務執行社員）及び監査チームメンバーの選任は、定期的な人事考課の結果からその責務を果たすのに適切な能力、知識、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを考慮要件とし、特に専門能力と共に意欲及び積極性を重要な要素としております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(7) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は所定の基礎額を基に「社員の評価規程」と「社員報酬算定の実施細則」に基づき毎年実施する人事考課の結果を反映して報酬改定を行っております。社員の人事考課は一定の評価項目を定めた評価シートを用いて数値化しておりますが、評価項目は多岐にわたっております。また、監査の品質管理に関わる事項のみならず、自らが当監査法人の構成員であるという意識を常に持って業務にあたっているかにも留意しております。統括代表社員は評価結果を比較検討の上で個人面談を実施し、これら評価項目による評価結果を総合的に反映させた報酬改定額を代表社員の協議で決定しております。

(4) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

教育・訓練については、「教育・研修プログラム」に従い、新人研修を初めとしてキャリア・経験年数に応じて、職業専門家として必要とされる知識等の習得のため定期的な教育・訓練・研修を当監査法人の品質保証部が実施しております。なお、日本公認会計士協会の CPD 制度における履修必要単位数については日本公認会計士協会の CPD ONLINE より履修状況を定期的に確認しております。この他、職員のうち専門職以外の者にも関わるインサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項等の研修会を社員及び非常勤を含む全職員が受講すべき必修研修として指定し開催しております。また、監査の現場においては業務執行社員及び主査により、監査チームメンバーへ具体的かつ詳細な監査実施の手順・方法に関して積極的に指導（OJT）を行っております。

(ウ) 情報通信技術に関する事項

情報セキュリティに関し、インシデント対応の基本方針を策定し、インシデントに対応するための当監査法人の体制と基本的な方針について定めており、業務で使用する PC は全て当監査法人より貸与し、IT 資産の網羅的管理のため総合管理システムを導入しております。アクセス制御基板及び条件付きアクセスデバイス制限によるセキュリティを強化し、また事務所内ネットワークへの接続状況を専用機器 UTM により常時監視の上、月次モニタリングレポートを入手確認し、外部ネットワークへの接続に当たっては適切なファイアウォールを設置しております。また、個別監査業務では基本的に電子調書化しており、往査先での情報取得や発出において個別 PC には情報を残さないシンクライアント化を実施しております。

オ. 業務の実施及びその審査

(7) 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せに関しては、監査業務において、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、審査部が窓口となり監査事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者との協議などを通じ、専門的事項に係る見解を得ることとしております。

具体的には、「専門的な見解の問合せに関するガイドライン」を整備し、以下の事項について具体的な方針及び手続を定めております。

- ・ 専門的な問合せに係る論点と具体的事案
- ・ 専門的な見解の問合せ先
- ・ 問合せ先の適性、能力及び客観性の評価

なお、当監査法人は2024年8月から「一般社団法人監査支援機構」に入会し、必要に応じて独立性に問題がない同機構の会計・監査の専門家への問い合わせ及び見解の入手並びに対応を行うことといたしました。

(4) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違に関しては、監査上、専門要員間、専門的見解の問合せ依頼者と助言者との間、監査責任者（業務執行社員）と監査業務に係る審査担当者との間に判断の相違が生じた場合には、早期にその相違を識別し、上記(7)の専門的見解の問い合わせを行うことも含めて部長会あるいは特別審査会で協議を行い、解決することとしております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

監査業務における監査計画及び監査意見表明に関しては、審査部等を設置し、原則としてすべての監査業務につき審査を受けることを義務付けております。また、新規の監査契約締結や監査証明業務と非監査証明業務の同時並行実施の可否等、一定の場合においても審査を受けることを義務付けております。

当監査法人においては、上場会社及びその重要な子会社に対しては特定の審査担当者が単独で行うレビューパートナー審査を適用し、それ以外の会社には複数の審査担当者が会議体で行う合議制審査（審査会）を適用しております。合議制審査担当者は社員総会において、レビューパートナー審査担当者は代表社員の協議によって、それぞれ十分な知識、経験、能力を有する社員の中から選任しております。さらに、重要案件については、上級の審査として部長会審査、継続企業の前提に関する重要な不確実性判断等の特別重要案件については、社員全員で構成される特別審査会で審議することとしております。

(イ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することのリスクは統括代表社員から全専門要員に伝達しており、「監査の品質管理規程」及び「監査（調書）ファイル保存ガイドライン」において、監査ファイルの最終的な整理と管理について規定しています。2023年3月期に上場会社2社について電子監査調書システムを先行導入し、アーカイブ状態を期限後に解除できず、アーカイブ済の調書の更新もできない（新たなドキュメントとしての追加のみ可能な）機能を確認した上で、2024年3月期決算の全上場会社の電子調書化を完了し、電子調書システムにより保存しております。会社法単独監査会社については2025年3月期決算会社から順次電子調書化を進めております。

一方、紙面により作成した監査（調書）ファイルについては最終的な整理の完了日後速やかに監査チームが品質保証部に提出し、品質管理本部長又は品質保証部長が保管箱に封印を行った上で遅滞なく外部倉庫保存の措置を講じております。なお、外部倉庫移管までの期間は品質保証部の管理下で当監査法人内の指定キャビネットに施錠保管し、監査調書の不適切な変更を防止しております。また、外部倉庫に保存された監査（調書）ファイルは、定期的な検証、外部機関のレビュー等正当な理由がある場合に限り、品質管理本部長が関係者に対し所定の申請手続を経た監査（調書）ファイルの閲覧・利用等を許可します。監査チームによる過年度監査調書の内容確認を目的とする閲覧及び謄写の際には品質保証部の担当者等が立ち会うこととしております。

(オ) その他

各監査現場を効率的かつ必要十分に仕切るため、当監査法人では監査責任者（業務執行社員）が監査現場に直接出向くことを基本としております。これにより被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び財務部門を初めとした会社関係者との間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても十分かつ深度あるコミュニケーションを実施する等、必要な情報交換及び意見交換を行っております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(7) 情報と伝達に関する品質目標の設定（信頼性の高い情報）

当監査法人は、情報と伝達に関する以下の品質目標を設定しております。

- ・品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、また、維持するための情報システムを整備し運用する。
- ・専門要員と当監査法人との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識し、強化するための組織風土を醸成する。
- ・監査チームを含む当監査法人全体で関連性のある信頼性の高い情報を交換するために適時・適切な情報伝達を行う。
- ・関連性及び信頼性の高い情報に関し、外部の者とコミュニケーションを行う。

(4) 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続

専門要員及び監査チームは当監査法人に対し、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、契約の新規締結又は更新、品質管理システムの運用に関する懸念等、専門的な見解の問い合わせの実施に係る情報等を伝達することを定め、情報を適切に収集しております。また、当法監査人のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービスプロバイダーから、当監査法人の品質管理システムの整備・運用に必要な情報を入手することを定めております。

(4) 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続

監査チームは当監査法人の品質管理システムの整備・運用状況について定期的に監査役等とのコミュニケーションを実施します。実施に際しては当監査法人の品質管理システムの整備・運用状況の概要を当監査法人が定める様式（書面又は電磁的記録）により伝達します。これには、規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、当監査法人の品質管理システムの外部のレビュー又は検査の結果も含まれております。

(E) 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続(外部への伝達)

外部の関係者（関与先の経営者、外部の監督当局、当監査法人の作業を利用する他の監査事務所、ネットワーク・ファーム及び当監査法人の監査報告書の他の利用者等）と当監査法人との品質管理システムに関するコミュニケーションは、職業的専門家としての判断に係る事項を考慮した上でその実施の適切性及び内容等を決定し、行います。

(オ) 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

品質管理システムの状況等の伝達に当たっては、その内容、時期及び範囲、並びに適切な形式及び様式（口頭又は文書、直接的な会話、ウェブページ、透明性報告書や監査品質報告書等の発行等）を含む提供すべき情報に関し、当監査法人の固有の状況に応じたものであること、重要な点において正確かつ完全であること、利用者の意図した要求を考慮した詳細さがあること等の属性を考慮し作成いたします。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査の品質管理規程により、監査事務所間の引継に関する方針及び手続を定めておりますが、その実施及び文書化について「新規監査契約締結に係る手続書」を整備し運用しております。また、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が上記記載の方針及び手続に準拠して行われているかどうかをモニタリング部が検証しております。更に、引継において専門職員（監査実施者）を使用する場合には、監査チームが必要な能力、適性及び独立性を保持していること確かめるとともに、十分な時間を確保できていることを確かめなければならないとし、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、モニタリング部に報告しなければならないことも明記しております。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の全社員は公認会計士であり特定社員はおりません。したがって公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす可能性はなく、対応措置は講じておりません。

5. 公認会計士又は他の監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Baker Tilly International（本部：イギリス）

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

2014年8月5日

(3) 当該業務上の提携の内容

相互の専門的役務提供及び情報交換等を通じて国際的に事業展開するクライアント及び監査業務等の利便性向上を目的としています。

(4) 当該組織及び当該組織における取決めの概要

当監査法人の Baker Tilly International（以下 BTI と記載いたします。）への加盟は、相互の専門的役務提供及び情報交換等を通じて国際的に事業展開するクライアント及び監査業務等の利便性向上を目的としています。加盟関係において支配・被支配は存在せず、加盟する事業体（事務所）は一体性・共通性において緩やかな連携関係にあります。また、当監査法人は品質管理の方針及び手続として「監査の品質管理規程」を始めとした諸規程及び監査マニュアル、各種ガイダンス等を整備・運用しておりますが、それらの整備に当たっては法令・監査等の基準及び日本公認会計士協会が定めた倫理規則・監査基準報告書等の各種公表物を参考に独自に行っており、BTI からの特段の指示を受けてはおりません。また、当監査法人は定款及び登記等を含む正式な場において「監査法人日本橋事務所」の名称を使用しており、BTI の呼称が当監査法人名には影響を与えてはならず、発行する法定監査の監査報告書においても、法令・規則に従い「監査法人日本橋事務所」のみの名称を表記しております。

しかし、BTI と当監査法人は、事業体間の相互の協力を目的として共通のブランド名を掲げた上で高品位の監査を提供しつつ事業規模の拡大を目指すという共通の事業戦略を持っていることから、BTI は当監査法人にとってのネットワークであり、当監査法人は BTI のネットワーク・ファームであると判断しております。

その結果、独立性保持及び確認の管理対象を当監査法人及び専門要員のみならず、これら「ネットワーク・ファーム」及び「その専門要員」まで含める必要があり、新規受嘱会社が生じた際の遅滞ない相互の情報提供等を BTI と図っております。

Ⅱ. 当監査法人に係る構成人員の概況

1. 社員の数

(2024年7月1日現在)

公認会計士	特定社員	合計
16名	—	16名

2. 構成人員の内訳

当監査法人に所属する公認会計士等の構成人員の内訳は、次のとおりです。

(2024年7月1日現在)

区分	公認会計士	公認会計士 試験合格者	その他	計
代表社員	3名	—	—	3名
社員	13名	—	—	13名
職員	28名	7名	20名	55名
計	44名	7名	20名	71名

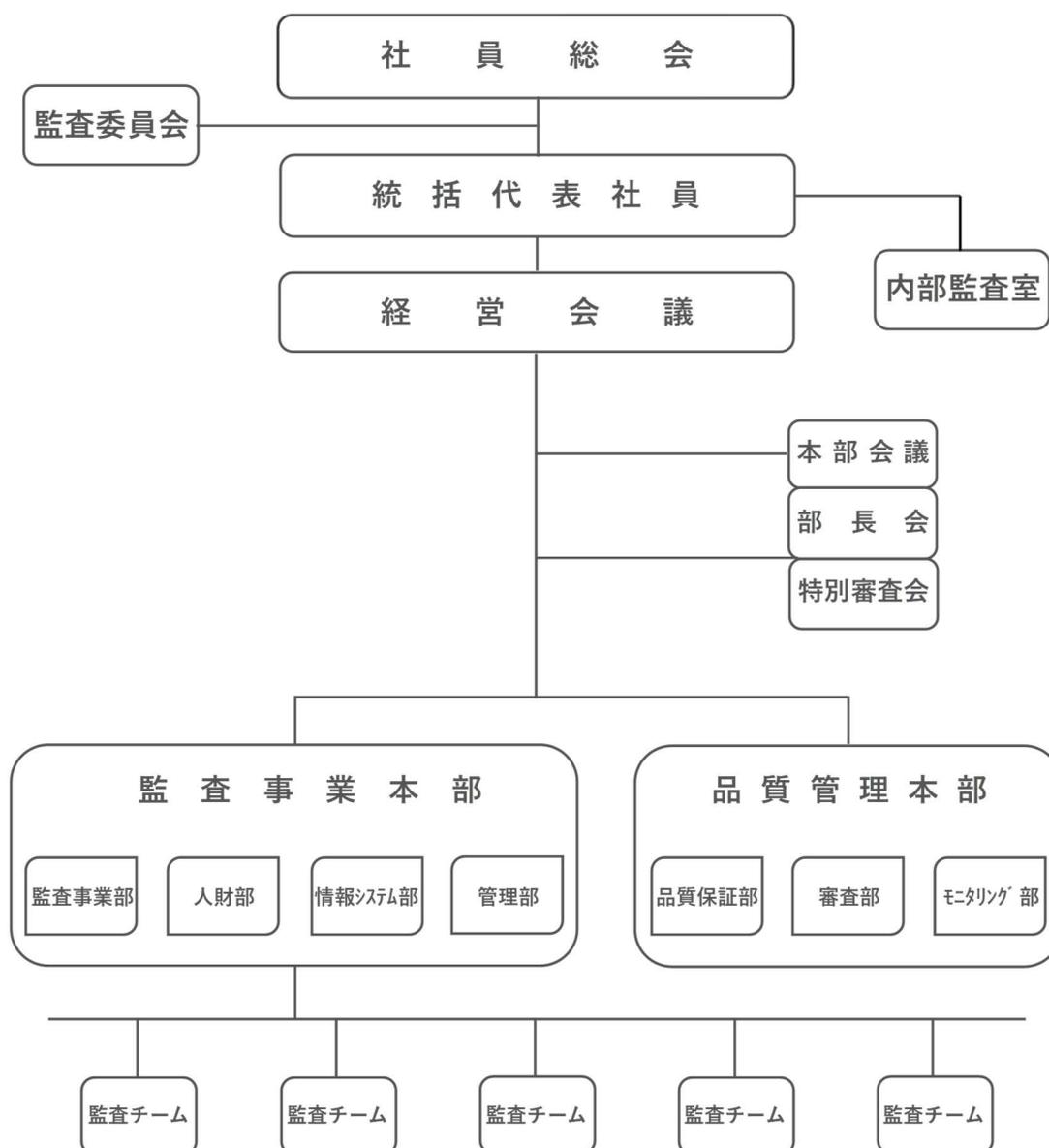
- (注)
1. その他には、米国公認会計士試験合格者及び公認会計士試験科目合格者が含まれております。
 2. 職員の人数は、スタッフ（監査実施者）の他、一般職員を含み、常勤者及び非常勤者の合計数であります。

Ⅲ. 当監査法人の組織体制の概要

(以下、組織に係る記載は2024年8月1日以降の新組織に基づいております。)

当監査法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、最高経営意思決定機関である社員総会、監査品質を持続的に向上させる機動的かつ実効的な組織運営を図るための経営会議、その下に業務執行を行う品質管理本部及び監査事業本部を設置して法人運営を行っております(「組織図」参照)。経営会議は社員総会の決議事項を除く業務執行に係る基本方針の決定を行います。品質管理本部は、品質保証部、審査部、モニタリング部により構成され、当監査法人の品質管理システムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執行及び監視・監督を行います。監査事業本部は、監査事業部、人財部、情報システム部、管理部により構成され、監査業務等の執行部署として、当監査法人全体の監査品質の維持・向上を図り、品質管理システムに準拠した業務を実施するために、これに関する事項を決定し、その執行及び監視・監督を行います。また、当監査法人の品質管理に関する事項を主対象とし、懸案事項、課題等について審議等を行う本部会議、品質管理業務に係る実務事項等について審議等を行う部長会を設置しております。一方、これらの組織機能の実効性を監督・評価する機関として監査委員会を設置するとともに、外部の知見を活用すべく、独立性を有する第三者をオブザーバーとして配置しております。この他、統括代表社員の下に当監査法人の公正かつ的確な業務執行に資することを目的とする内部監査部門として、内部監査室を設置しております。

【組織図】 2024年8月1日現在



監査ホットライン

監査法人日本橋事務所のホットラインは、当監査法人の監査業務等に関する情報を収集するための専用の情報受付窓口であり、当監査法人内外から広く情報提供を求め、当監査法人の業務の品質向上を図ることを目的として設置しております。

◆対象となる情報の範囲は、以下のとおりです。◆

- (1) 当監査法人の関与先等の財務情報又は内部統制に関する不正、不当、誤謬、粉飾又は法令違反等、及びこれらが疑われる行為・事実等
- (2) 当監査法人に勤務する社員・職員による不正、不当、法令違反又はそのおそれのある行為・事実等、及びこれらが疑われる行為・事実等
- (3) その他監査業務等において参考となる情報

*** ご連絡先 ***

ホットライン専用 Eメール	audit_hotline@nihombashi.or.jp
郵送宛先	〒104-8363 東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル4階 監査法人日本橋事務所 ホットライン担当者宛

◆ 情報をお寄せいただく際は、下記の点にご留意下さい。 ◆

1. 匿名でも受け付けますが、誹謗中傷や故意による虚偽の通報はご遠慮ください。
2. ご提供いただく情報の内容については、できる限り具体的にご記述ください。

お受けした情報は、担当者の責任において法人内で調査いたしますが、情報に対しての経過または結果についてのお問い合わせについては、回答を行えない場合があります。なお、お受けした個人情報および情報内容等については、不正等に係る調査の目的の範囲内で取り扱い、その他の目的では利用いたしません。